

商品名(愛称)	総合口座(スーパー総合口座)												
販売対象	個人のみ												
期間	1. 普通預金 期間の定めなし 2. 定期預金 ①組み入れできる定期預金の種類等												
	定期預金の種類	預入金額	預入期間										
	自由金利型定期預金 (大口定期預金)	1,000万円以上	1か月、3ヶ月、6か月、 1年、2年、3年、4年、 5年										
	スーパー定期 スーパー定期300	1万円以上300万円未満 300万円以上											
	変動金利定期預金	1万円以上	2年、3年										
	期日指定定期預金	1万円以上300万円未満	最長預入期限:3年										
	②総合口座にセットする定期預金はすべて自動継続扱いとなります。 (利払式・元加式)												
預入	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>普通預金</th> <th>各種定期預金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)預入方法</td> <td>随時預入</td> <td rowspan="3">各種定期預金の規定にしておりますので、詳しくは、 本概要書の該当する定期預金の部分をご参照願います。</td> </tr> <tr> <td>(2)預入金額</td> <td>1円以上</td> </tr> <tr> <td>(3)預入単位</td> <td>1円単位</td> </tr> </tbody> </table>				普通預金	各種定期預金	(1)預入方法	随時預入	各種定期預金の規定にしておりますので、詳しくは、 本概要書の該当する定期預金の部分をご参照願います。	(2)預入金額	1円以上	(3)預入単位	1円単位
	普通預金	各種定期預金											
(1)預入方法	随時預入	各種定期預金の規定にしておりますので、詳しくは、 本概要書の該当する定期預金の部分をご参照願います。											
(2)預入金額	1円以上												
(3)預入単位	1円単位												
払戻方法	普通預金……随時払い戻します。 定期預金……満期日以後に一括して払い戻します。												
利息	1. 適用金利 ①普通預金…毎日の店頭表示の利率を適用します。 ②定期預金…預入日(継続日を含む)の店頭表示の利率を満期日まで、適用します。 2. 利払頻度 ①普通預金…毎年2月と8月の当行所定の日に支払います。 ②定期預金…各種定期預金の規定にしておりますので、くわしくは、本概要書の該当する定期預金の部分をご参照願います。 総合口座の場合、定期預金のお利息は、元金に組み入れる場合を除き、その利払日に普通預金に入金します。 3. 計算方法 ①普通預金…毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円として、1年を365日とした日割計算。 ②定期預金…各種定期預金の規定にしておりますので、くわしくは、本概要書の該当する定期預金の部分をご参照願います。												
税金	2013年1月1日～2037年12月31日までに受け取る利息には、復興特別所得税(0.315%)が追加課税されることにより、20.315%の税金がかかります。												
手数料	—												

付加できる 特約事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 総合口座にセットした定期預金は、当座貸越の担保となります。 貸越限度額は、定期預金合計額の90%、最高500万円以内となります。</li> <li>2. 所定の手続により、各種料金の自動引き落としもご利用いただけます。</li> <li>3. 所定の手続により、給与・年金・配当金等の受け取り口座としてご利用いただけます。</li> <li>4. 普通預金との間で、資金を自動的に振替える、スウィングサービスの取扱いができます。</li> </ol>
中途解約時の 取扱い	定期預金……満期前に解約する場合に適用する中途解約利率については、預入した定期預金種別ごとに取り扱います。
重要事項	<p>この預金は預金保険の対象となります。</p> <p>※当行にお預け入れいただいている他の預金と合算し、元本 1 千万円までとその利息等が保護対象となります。</p>
その他 参考となる事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当座貸越利率は、担保となる定期預金の利率に0.5%上乗せした利率となります。 貸越金のお利息は付利単位100円とした、1年を365日とする日割計算により、毎年2月と8月の当行所定の日普通預金より引き落します。</li> <li>2. 当座貸越の担保となる定期預金は、貸越利率の低いものから順次担保とし、貸越利率が、同一の定期預金複数ある場合は、預入日(継続日)早い順序に従い担保といたします。</li> <li>3. 当行が契約している指定紛争解決機関 一般社団法人全国銀行協会 連絡先: 全国銀行協会相談室 電話番号: 0570-017109または03-5252-3772</li> </ol>